

## 平成24年度第1回亀岡市個人情報保護審議会（4月13日開催）

### 議事録

#### 1 開会

#### 2 会長挨拶

#### 3 審議

（事務局）

本日の審議会におきましては前回1月24日の審議会におきまして報告させていただきました個人情報保護条例の一部改正、防犯カメラ取扱要綱の制定の2件につきまして諮問をさせていただきましてご審議を賜りたいと存じております。

皆様のお手元にはすでに諮問書の写しを配布させていただいておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

それでは会議の進行につきましては会長よろしくお願いいたします。

（会長）

それでは個人情報保護条例等の一部改正の説明を事務局お願いします。

（事務局）

<資料（1）に基づき説明>

（会長）

ありがとうございました。亀岡が個人情報保護条例を作ったのは平成16年なのですが、平成15年に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律がつくられ、その後に条例の改正はありましたか？

（事務局）

平成12年に制定後、平成16年2月に上下水道管理者、病院事業管理者管理者に名称変更し、6月にも文言整理を行った程度です。また、統計法改正に合わせた改正程度で抜本的な改正は今回が初めてです。

(会長)

あと罰則規定の強化もありましたね？

(事務局)

そうですね、平成16年に罰則規定を強化しております。

(会長)

今日説明のあった内容のほとんどが行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が制定されて、条例に載っていなかったものを追加修正するものが多いです。

(A委員)

不開示にできる情報として法人の利益を害する情報とは、例えばニュースで話題となった報告書の黒塗りのようなことが当てはまるのですか。

(会長)

今回は個人情報保護条例に基づく開示請求なのでまた別なのですが、法人の情報を守るというのは、例えば大きな工場を新設するのに建築確認申請書の開示請求を受け開示すると、どの規模の事業かがばれる、このような産業スパイのようなものを亀岡市の開示制度を使ってされることから守るという話なので、ニュースで言われている黒塗りのようなことを目的で改正するものではないです。

(A委員)

ではニュースでのあのような黒塗りは本来許されるべきではないのですね。

(会長)

許されるか許されないかはそこでの実施機関の判断で、どのような理由で黒塗りになっているかは個別に見ないとわからないので、黒塗りだから全て悪いというわけではありません。

(A委員)

例えば亀岡で何か事故が起こって情報を出しなさいとなったときに、説明のあった事情に当たれば黒く塗るということですか。

(会長)

その通りです。全て出せと言れば、はいどうぞというわけではない。開示請

求権を原則として認めるが、例外的に開示できないものがある、個々の判断として開示できない理由により開示しないことができる。それに対して請求者が不服申立てをすると審査会に諮問され、不開示や部分開示が妥当かどうかを実施機関に答申をする。実施機関は引き続き不開示を維持してもいいし、答申を受けて不開示の判断を変更してもいい。不開示の維持の判断に対しては、請求者としては裁判所に不開示決定を取り消す行政訴訟を提起することができるという構造になっている。

他に質問はございますか。

(副会長)

前回の審議会でも説明を受けておりますので、特にはありません。

(会長)

③の個人情報の存否を回答拒否できる規定ですが、これはグローマー拒否といって、あくまで説明のあったような事例で回答拒否できるということであって、具体的にはどういう場合に拒否できるかは、手引書を改訂してもらって追加で記述することになります。

(事務局)

手引書については、趣旨や目的や解釈を入れて改訂したいと考えております。

(会長)

⑥については、典型的には災害時に患者の血液型を医師に提供するという場合に明らかに本人の利益になる場合となる。④の補正や⑤の第三者の意見を聴く規定は大体理解できるようなものですね。⑦の規程整備も問題ないですね。

⑧の勧告等の規定は、他市の規定からもってきたものですか。

(事務局)

そうですね。他市の規定を見て亀岡市でも入れると判断しました。

(会長)

答申後、議会の予定はどのようになりますか。

(事務局)

6月議会で議案提出する予定です。

(会長)

そうでしたら、この諮問の扱いはどうしたらいいですか。

(事務局)

原案でご了解いただけたのでありましたら、そういった中身で具体的な答申の文言を会長と事務局との間で整理をさせていただきたいと思います。

(会長)

そうでしたら概ね提案通り審議会として了承したということで条例の一部改正については、このとおり通すこととします。

そうでしたら次に二つ目の諮問に移りたいとおもいます。

それでは次に、防犯カメラ取扱要綱の制定について担当課からご説明をお願いします。

(担当課)

<資料(2)に基づき説明>

(会長)

それでは、防犯カメラ取扱要綱の目的、定義、届出の手続、目的外利用第三者提供等についてご質問等ございますか。

(B委員)

以前提案いただいたときに、非常に危惧を感じまして京都府に問い合わせをいたしました。結論から申しますと、導入に対しては慎重になるべきであって、こんなに早くに要綱を作って決してやるべきでないと考えます。理由としましては、京都府内で自治体として公道に不特定多数人を対象として設置しているところはないわけです。すでに設置しているのは、特定の施設内で特定の入場者を主体とするものか、あるいは京都市では、地元の商店街や住民団体が必要と考え手をあげたところに補助金を交付するという形でやっているんです。先ほど昨日の事件の話もありましたが、お話を聞いてますと、警察が何か言ってきたときに喜んで情報提供しますという風に考えておられるような節も見受けられるんです。これについてはもう少し議論を尽くしたうえでやるべきなのではないかと。例えば防犯の事に関して言えば、カメラ以外にもまだまだやるべきことはたくさんあると思うんです。先日防犯推進委員の就任式がありましたけど、警察署長がおっしゃられていた委員の高齢化については、例えば今年から京都学園大学の学生さんに

声をかけられたそうです。京都学園大学に聞きましたら警察官志望の学生に募りましてパトロールの隊員になってもらうというようなことをおっしゃられてました。また、各小学校単位で地元の方がパトロールを熱心にされているということも耳にします。こういった方法を延長してやっていく方が重要であって、不特定多数を安易な形でカメラで撮って、警察等からの申出によりさっと画像を提供するというのはちょっと考えた方がいいのかなと思います。

(会長)

他のご意見はございませんか。

(A委員)

J R 4 駅と南郷公園では自転車盗が多いからそこに設置するとおっしゃりましたが、本来ここは自転車を止めるべき場所ではないはずです。そこにある自転車が盗られるということですか。犯人がここまで乗ってきてここに放置されるということなんでしょうか。前回は設置の目的は自転車盗が多いからとおっしゃったんですが、それはどこの辺りで起きているのですか。

(担当課)

おっしゃるように亀岡駅で言いますと、駅舎側にフェンスがあるんですが、左手奥の方には自転車止めてはいけなくなっています。しかし、実際にはたくさん置いてあって、5台に1台、10台に1台の割合で施錠がしていないものがあるというのが現実ですし、駅から降りてこられた方がちょっと借りるというような軽い感覚で盗難が起こっているというのが現実であります。

(A委員)

そこに止めるのは勝手なので、それを盗まれようが関係のないことではないのですか。

(担当課)

確かにそういつてしまえばそうなんですが、検挙数だけ見るとどんどん年少化しています。最初はちょっと借りるという感じかもしれないですが、犯罪というのはそういう軽い気持ちから深みにはまってしまうと聞いてますので、やはり入り口で止めてあげたいと思うんです。亀岡市の子供たちを守ってあげたい。確かに自転車に施錠もせずにいるというのも悪いと思うんです。海外では物を盗られたら自己責任という社会なんです、日本ではまだそういつて割り切れないので、施錠をしてください、指定の場所に止めてくださいという啓発もするんですが、

現実そういった盗難が多数起きており増加しているという現実を前にして、もう少し効果のある策も並行して考えていかなければならないとして防犯カメラを判断したわけです。

(副会長)

難しい話はさておいて、駅構内についてはJRが管理すべきものであって、管理責任者は亀岡市でないのではないかという議論もできますね。その辺いかがですか。

(担当課)

確かにそういつてしまえばそうかもしれませんが、亀岡市が安全なまち、環境をつくろうと、だれかが動かなければ改善されないのではないかなとも強く思っているんです。駅前にも以前から不法駐輪の指導員を配置しておりましてパトロールいただいております。にもかかわらず盗難が起こっているということなんです。人間の目には限界がある、10人も20人も配置するわけにはいかない。隙を見て自転車を拝借していくのを、カメラによって誰かに見られているということで抑止したいということです。そうしたことでその箇所で盗難が起きなくても他の場所に移動するというのも考えられます。その点は、警察とどうしたらいいのか協議しないといけないと考えております。単に台数を増やせばいいという考えは持ってないです、経費もかかりますし、管理もかかりますし。ただ盗難が頻繁に起こっている箇所については策を講じなければならぬというのが私たちの思いです。

(担当課)

蛇足ですが、亀岡駅前のロータリーは、市の道路であり市が管理する区域です。歩道の部分も一定の範囲までは亀岡市が管理する部分です。

(A委員)

順番が反対なような気がするんですが、自転車盗はあそこに勝手に止める方が悪いのだからその前に不法駐輪をなんとかするというのであればわかるんですが、不法駐輪の自転車を盗られようが盗られまいが、それは税金をかけてまですることでないと思うんですが。ましてプライバシー侵害にもなりますし、そこまでしてすることでないですし、先にカメラを設置したいから後から理由がきたような、そんな印象も受けるんですが。あそこが一番盗難されるんですか。家の自転車が盗られることもあると思うんですが。不法駐輪された自転車の盗難を、カメラによって防止できるんでしょうか。先に不法駐輪が問題ですよ。

(担当課)

実際に自宅での盗難もあると思います。先ほど申したのは実際に検挙した数ですし実態はつかめてないです、ただ検挙した数では亀岡駅がずば抜けて多いということです。確かに自己責任もあります。私もそう思います。でも犯罪の入り口になるような窃盗が起こっているのも事実ですから、やはりこれを何とかしたい。設置するというのは議会でも承認されて行政判断として決定しています。ですから設置はするんです。ただ設置をするうえで管理をどうしたらいいのか、特に個人情報に抵触する部分もあると思いますので、その点でもご審議をお願いしたいということで今日お願いしたいんです。設置すべきかどうかは各自の考えがあるかと思いますが、市の判断として設置をしていくということで議会の承認もいただいでやりなさいという議決ももらってますので。設置すべきかの議論に戻ると議会の審議に戻ってしまいますから、もう一度検討しろということであれば検討しますけれども、5台については設置するというご審議をいただければと思います。

(副会長)

B委員の意見は、カメラの効果は認めながらも市が設置するのはどうかということですね。

(B委員)

そういうこともあります、この場合の治安、防犯というのが、単なる自転車盗の話に聞こえるんです。データの取り方はいろいろあるにせよ、京都府内の駅前でもっと殺伐としたところありますよね。一人でいると恐喝でもされるのではないかというような雰囲気のところ。亀岡でいうとそういったところはなくて、自転車をちょっと盗むといった子がいるといったレベルの世界だと思うんです。それは決していいことではないですけど。それを正していくときに教育的見地等をすっばかして防犯カメラを設置するという発想がどうなのかというのが私の正直な感想です。ほかの皆さんがおっしゃられているのと同じことを申していると思うんですけど。

(会長)

先ほど議論になりましたが、2条の定義で「市の施設に継続的に設置する」とあります。ロータリーは、市が管理する地域とおっしゃいましたが、この「市の施設」という定義でロータリーは、クリアできるんですか。公園とかだとはっきりするんですが、他市の要綱をみると撮影対象地域・場所を定義していたり、ロータリーといっても角度によったらJR構内を通行している人も撮影されますよ

ね。その場合のJRの了承はとれるのか。

(担当課)

角度によったらそれを避けることはできますし、設置に際しては、駅舎の上に設置したら商店街の人が撮影される恐れがあるので、ロータリーで映す角度によって映す対象を絞り込んでいきたいと考えています。

(会長)

何度も言うんですが、この定義でロータリーは、クリアできるんですね。

(担当課)

道路法上の道路ですので問題ないです。道路を撮影すると、利用者といっても不特定多数を撮影するという事で整理しています。

(A委員)

市のロータリーに設置して、ロータリーを映すというのではないんですね。

(担当課)

基本的にはそのように考えております。先ほど申したのは、たとえ市の施設として駅舎から撮影して商店街側を映し利用者を映すのはとちょっとちがうかなど。なので基本的にはロータリー内の街路灯に設置し、ロータリーを映すことを考えております。

(A委員)

ロータリーに設置してどうやって自転車等を防止できるんですか。カメラを見てこの子が盗って行ったとわかるんですか。カメラがあることで、あ、やめとこってなるんですか。

(担当課)

大きな要素としては、「防犯カメラ作動中」という表示をすることで抑止力が働くものと考えております。

(A委員)

万引きと違って、施錠されていない自転車に乗って行って、それが自分の自転車か盗って行ったかわかりませんよね。そういったことで抑止力になるんでしょうか。

(担当課)

抑止力はあるということで実証されています。学会発表もありますし、いろいろな事例もあります。家庭でもセキュリティで管理していると表示しているという家では犯罪が少ないです。要は人の目があれば犯罪を起こしにくいという心理なんです。それを人的にパトロールで監視しようとしたんですが、隙をぬって、人の目がない影でちょっと拝借するということがあるので、そうではないですよ、人の目はなくてもカメラという目、レンズが覗いてるんですよということでの人の行動を抑止しようということです。それは事実数字が出ておまして、実際導入しているところでは犯罪件数が半減したりしています。ですからそういった議論ではなく、情報をどういう風に管理していくのかという議論をこの場でお願いしたいと思います。

(C 委員)

今言われたことはよくわかるんですよ。犯罪が低年齢化していて、自転車をちょっと借りて乗る程度からどんどん悪い方へ進んでいくというのはわかりますし、防犯という点では効果があると思うんです。でも一番の問題は、プライバシーの問題ですよ。犯人以外の人でもカメラに映ります。その映像が自転車盗が起こり犯人を捜す時にどれくらいの人がカメラの映像を見るのかお聞きしたい。犯罪が起こった時に検証するためどういった方がどれだけ映像を見ることになるのかお聞きしたい。

(担当課)

自転車盗を例としますと、そういった捜査をできるのは警察だけですので、警察が法令によって申請されたものだけに限り、映像を開示していくことになります。ですから警察の捜査をされる一部の人ということになります。

(C 委員)

情報提供するというだけで、市の方は誰も見られないということですか。

(担当課)

所管する課としましては、もちろんきちんと映っているか見ることにはなりますが、その課のみです。

(会長)

目的規定の問題と定義の問題と 8 条の情報提供についてです。「個人情報保護条例第 10 条第 1 項ただし書」といっても何のことかわからないと思うんですが、

他市の要綱を見ると第三者提供は、ズバッとできないと規定してただし書で法令等に基づく警察からの要求に対しては提供できるとしている。亀岡市の要綱だと、提供できる場合が割といっぱいあるような感じになるので、原則提供できないとして、ただし書で警察からの求めがある場合に提供すると規定する方が安心する。そうでないとどういう場合に提供するのかいちいち説明しなければならない。

あと「防犯担当課」という規定をどうするのか、そういう名前の課は、亀岡市にはないわけで。このあたりの文言の整理と、目的規定のところ、「安心安全なまちづくり」というのはその通りだが、そのあとに「犯罪防止を目的として」というのを文言として入れた方がいいですよ。要するに犯罪防止との目的で防犯カメラを設置するけれどもそれとの関係で市民の権利義務と調整しなければならないので、それに対する必要な規程整備を設けるとして。

#### (担当課)

今ご指摘を受けた点は、その通りでございます。文言等については再度法務担当部署と修正をいたしたいと思っております。第1条の「安全・安心まちづくり」は市がこういった文言を使っているのですが、目的は犯罪防止でありますので、修正の方向で行きます。

第3条の「防犯担当課」は確かに誤解を招きますので、文言については御一任いただきたいですが、よりわかりやすい表現にしようと思っております。

それと第8条の提供の制限ですが、おっしゃる通りです。言い回しが逆になっており誤解を招きますので提供は原則しないが、府のガイドライン4ページ該当の場合に限り提供するということです。原則禁止ですが、裁判所から犯罪捜査のための令状があった場合等は拒否できませんから渡さざるをえないですし、また緊急必要があり、生命身体財産等に影響を与えるような場合には例外もありえるかなと。この場合はほとんどないと思っております。ご指摘のあった点については、また検討していきますので、他にご指摘があればお願いします。

#### (B 委員)

あえてしつこくいいますが、京都府に問い合わせますと、京都府としてははっきりとカメラを設置することは推奨していませんと言っておられました。それは承知の上で設置をすとなれば、相当に慎重な扱いをしていただかないと、他の自治体の例にもなるので。私は今でも個人的には反対なんです。それと警察の話ですが、おそらく提供の範囲が拡大していくと思うんです。何か起こりそうやから見せてほしいとか。そういった点をどう考えておられるのか。

(担当課)

どういった場合があるかまだ想定できないですけど、例えば行方不明者が出たから確認してほしいという場合もあるかもしれないですし、殺人事件であるように、経路をたどるために経路にあるカメラを調べるとか、それはたぶん犯罪捜査としていけるかなと思うんですけど。私個人の判断ではなく、市として提供できるかどうかは、個人情報保護担当部署とも協議して判断せねばならないと思っています。

(B 委員)

警察の組織の性格上、はっきりしたことを言わずに見せてほしいということもありますよね、具体的なことを言わずにちょっと出してほしいと言われることもありますよね、そういったときどうしますか。

(担当課)

お話しするなかで判断するしかないですね。原則禁止ですし、安易に提供しようとは思っていません。警察の捜査に協力する組織ではないですし、協力するためにカメラを設置するわけではないです。ただそれが二次災害であるとか影響を与えると判断すれば提供という判断をするでしょうし、いま一線を引いて判断することは難しいですけど。

(B 委員)

だからそこも考えて作らないといけないんですよ。市役所レベルとしては自転車泥棒の抑止力と考えられたとしても、警察なり他のところは違う風に見ますから、拡大解釈されて使う可能性が強いと考えておかないと、後で色々な形で問題になることが生じてくると思います。

(会長)

今回は推進する大元の課が設置して届け出をして利用者を撮るということで、このときには管理責任者は同じ課でわかりやすいんですけど、他の課が申請して設置して運用し始めて、そこと警察とのやり取りがあったときには、そっちの責任にするのか、統括として安全安心まちづくり課が見守るのですか。

(担当課)

はっきりと協議して確認をとっているわけではないですけど、私個人の現段階での考えとしては、市役所のどこかが統括して情報を出すということにしないと

だめかなと思っています。

(会長)

指定管理者、例えば、運動公園に設置したという場合に、運用の面を指定管理者に丸投げするわけにもいかないですね。

(担当課)

ただ現に、施設の中には設置されているものもあるんですよ、それは施設管理上の設置という位置づけにはなっているんですけども、ときには防犯のためということにもなるかもしれませんので、どこまで含めていくのかも検討しなければならぬと思います。

(会長)

それぞれ現在動いているカメラも、市が設置する施設、指定管理者等も両方の対象部分を洗い直しをして、これに基づくガイドラインに基づいて運用してください。その指導監督を安全安心まちづくり課がやると。

(副会長)

例えば今南郷公園で起きた暴行傷害を伴う恐喝事件が発生したとして、3時10分前の映像を抜きたいとやってきたときに、主管課に言ってきて安全安心まちづくり課に聞かなければとなると間に合わないとか。そういうときにも何かなかったらだめですね。

(担当課)

どこかで統括する仕組みをつくらないとまちまちな対応になってしまいますから。今現に保育所であるとか教育施設にカメラ設置しています。それは施設管理ということですが、ときには外部からの侵入者となりますと犯罪捜査になりますから、防犯のためのカメラと言われたらそういうこともできますし。その場合の情報提供は、これに該当するんですけども、施設管理のカメラだから関係ないといえるかもしれないですし、その辺は、整理しなければならないと考えております。

(会長)

審議会としましては、亀岡市がやろうとしているこういった施策について意見を求められたという形にして、その中ではなおカメラを設置すること自体の危惧

があって、他の手段でやったらどうかという意見がある。目的等の規定についてももう少し修正をしていただきたいという意見がある。提供や運用についても、なおあいまいなところがあるので、厳格な規定をしても、それ以上の任意提供とかそのあたりを含めたあいまいさが残る。それから現在まだ、どういった解像度のカメラをどこに設置するか等について報告も受けてないので、そこも含めて実施責任課が責任をもってやっていただきたい。以上のように記すこととします。

他に何かありますか。この際意見を追加、別に箇条書きでもいいと思うんですけど、それをまとめて議事録に残して意見を述べましたということで。議会に報告はするんですか。

(担当課)

この要綱自体は、報告しないです。

(会長)

市長名で告示してホームページにアップするということですね。

(担当課)

はい。

(会長)

いつごろの予定ですか。

(担当課)

意見をいただいて法制部局とも精査して、市長まで決裁を得られたらその時点で施行出来ると考えております。

(会長)

最後のまとめ方としては当初は諮問でしたが、そうではなく意見を求められて審議会としての意見を述べさせていただきましたということにまとめたいと思います。

(会長)

他にありませんか。

どうもありがとうございました。

そうしましたら、議題は以上になりますが、その他報告事項があればお願いします。

(事務局)

事務局としては特にございません。

(会長)

そうしましたら、以上ですので本日の会議を終了したいと思います。

(事務局)

長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。本日諮問を2項目させていただきます。

第一の個人情報保護条例の改正につきましては、原案通りということで、会長と事務局の方で取りまとめをさせていただきます。

第二の防犯カメラ取扱要綱の制定につきましては、会長の方からございましたとおり、箇条書きで、設置制度への反対意見があったと明らかにすること、それから2点目としましては要綱自体に修正すべき点があること、3点目としましては個人情報になりますので、その提供あるいは運用についてまだあいまいな点があるのでその点を明確にすること、4点目としましては設定の箇所、カメラの性能といった実際の実施面できまっていないところがあること、以上を箇条書きで意見として市長の方にお返しをいただく。そのような流れで進めさせていただきますよろしいですか。

(会長)

委員の皆様今のまとめ方でよろしいですか。

(委員)

(異論なし)

#### 4 副会長挨拶

(終了)